

1 策定経過

長野県中期総合計画は、総合計画審議会で基本的な考え方を審議いただくとともに、「みんなで長野県のあらまほしき（こうあってほしい）姿を描く」を合言葉に、県民・市町村・各種団体等の意見・提言をお聴きしながら計画案を作成し、長野県議会の議決を経て、策定しました。

1 長野県総合計画審議会

計画の策定に当たり、長野県総合計画審議会において、計画の基本的な考え方が審議されました。

(1) 第1回総合計画審議会（平成18年12月25日）

○長野県中期総合計画（仮称）の策定に係る基本的な考え方について、知事から諮問

18企第21号
平成18年（2006年）12月25日

長野県総合計画審議会
会長 小宮山 淳 様

長野県知事 村井 仁

中期総合計画（仮称）の策定について（諮問）

21世紀初頭の現在、少子高齢化の進行、人口減少社会の到来をはじめとする社会経済情勢の大きな変化の中で、本県も多くの重要課題に直面しております。

こうした諸課題に的確に対応し、新たな時代にふさわしい長野県づくりを計画的、総合的に推進するためには、本県の進むべき方向を明らかにするとともに、講じるべき方策を示し、県民や市町村等の理解と参加、協力を得ていくことが肝要です。

このため、平成20年度を初年度とし平成24年度までの5か年を計画期間とする総合計画を策定したいので、長野県総合計画審議会条例第2条の規定により、その基本的な考え方について貴審議会の意見を求めます。

○時代の潮流、長野県の現状と課題などについて検討

○今後の審議スケジュールを決定

(2) 第2回総合計画審議会（平成19年3月15日）

○長野県中期総合計画（仮称）の論点整理を審議

(3) 第3回総合計画審議会（平成19年5月8日）

○長野県中期総合計画（仮称）の論点整理を審議

(4) 第4回総合計画審議会（平成19年6月14日）

○長野県中期総合計画（仮称）の大綱を審議

(5) 第5回総合計画審議会（平成19年8月2日）

○長野県中期総合計画（仮称）の答申素案を審議



(6) 第6回総合計画審議会（平成19年9月13日）

○長野県中期総合計画（仮称）の答申案を審議

(7) 答申（平成19年9月20日）

○知事に答申

平成19年（2007年）9月20日

長野県知事 村井 仁 様

長野県総合計画審議会
会長 小宮山 淳

中期総合計画（仮称）の策定について（答申）

平成18年12月25日付け18企第21号で諮問のありましたこのことについて、別添のとおり答申します。

この答申は、当審議会でも6回にわたり審議を重ねる中で、県政の抱える課題を整理し、多くの県民からの広範なご意見・ご提言を踏まえ、中・長期的な視点に立って、今後5年間における長野県づくりの基本的な考え方を取りまとめたものです。

貴職におかれましては、答申の趣旨に基づき、下記事項に留意の上、速やかに計画を策定されるよう要望します。

なお、当審議会としても、計画の効果的な推進のために協力していく所存であることを申し添えます。

記

- 1 経済動向をはじめとして社会経済情勢等に不確定な要素が多いので、それらの動向に十分留意され、適切に対応してください。
- 2 施策の検討に当たっては、審議過程で寄せられた多くの県民意見に配慮するとともに、可能な限り計画期間中の具体的な達成目標を設定し、その実現に努めてください。
- 3 計画の推進に当たっては、挑戦プロジェクトの取組をはじめ、その実効性が確保されるよう、施策の着実な推進のための体制整備等に配慮してください。
- 4 計画期間中の広範な行政需要に的確に対応するため、行財政の効率的運営に努めてください。
- 5 今後の県づくりは、その課題や方向性を県民や市町村と共有し、理解を得て、役割を分担しながら協力して進めていくことが従前にも増して必要なことから、計画の趣旨・内容のわかりやすい周知に努めるとともに、毎年度の目標管理を適切に実施してください。



(8) 長野県総合計画審議会委員名簿

(氏名は五十音順・敬称略、役職名は平成19年9月20日(答申日)現在)

会 長	小宮山 淳	信州大学学長
会長職務代理者	矢崎 和 広	前長野県市長会長(前茅野市長) (平成19年4月13日まで)
〃	鷲澤 正 一	長野県市長会長(長野市長) (平成19年4月14日から)
委 員	有吉美知子	弁護士
〃	池田こみち	(株)環境総合研究所副所長 (平成19年6月30日まで)
〃	伊藤かおる	(有)コミュニケーションズ・アイ代表取締役
〃	太田哲郎	(社)長野県経営者協会理事・須高支部長(オリオン機械(株)代表取締役社長)
〃	近藤 光	日本労働組合総連合会長野県連合会長
〃	滝澤 修 一	弁護士
〃	花岡 勝 明	農業(元長野県出納長) (平成19年7月1日から)
〃	平尾 勇	(財)長野経済研究所理事・調査部長
〃	藤森 照 信	東京大学生産技術研究所教授 (平成19年6月30日まで)
〃	藤原 忠 彦	長野県町村会長(川上村長)
〃	古田 睦 美	長野大学環境ツーリズム学部准教授
〃	細川佳代子	スペシャルオリンピックス日本名誉会長
〃	松岡 英 子	信州大学教育学部教授 (平成19年7月1日から)
〃	松下 重 雄	(有)みずゞ設計代表取締役
〃	若林 甫 汎	長野県厚生農業協同組合連合会代表理事理事長
専門委員	池田こみち	(株)環境総合研究所副所長 (平成19年7月1日から)
〃	遠藤 守 信	信州大学工学部教授
〃	北原 曜	信州大学農学部教授
〃	花岡 勝 明	農業(元長野県出納長) (平成19年6月30日まで)
〃	樋口 一 清	信州大学イノベーション研究・支援センター長
〃	松永 哲 也	日本銀行松本支店長
〃	横道 清 孝	政策研究大学院大学教授

2 県民意見の聴取

地域懇談会などの各種懇談会や、意見募集・パブリックコメントなどを通して、県民・市町村・各種団体等から、2千件を超える幅広い意見・提言をいただきました。

(1) 地域懇談会（平成19年5月～6月）等

○県内10の広域圏ごとに地域懇談会を開催し、地域からの幅広い意見・提言を聴取

[意見・提言数 451件]

地 域	開催日	各種団体等からの出席者数
佐 久	6月4日	22人
上 小	6月7日	24人
諏 訪	6月12日	22人
上伊那	6月5日	26人
飯 伊	5月30日	30人
木 曾	6月8日	20人
松 本	5月28日	26人
大 北	6月11日	23人
長 野	6月1日	25人
北 信	6月6日	22人

○地方事務所等が各種意見交換などを実施 [202件]

(2) 県的団体との懇談会（平成19年7月23日）等

○県全域を活動範囲とする主な団体（24団体）が一堂に会し、意見交換 [86件]



○各種審議会などで寄せられた団体等からの意見・提言を集約 [116件]

(3) 車座集会「あなたの声を県政に」（平成18年12月以降）

○県民と知事が自由に語り合う集会 [109件]

(4) 「ボイス81」地域会議（平成18年11月～平成19年2月、7月～9月）

- 県内10の広域圏ごとに知事が市町村長と県の将来像や地域の特性及び発展方向等について意見交換 [429件]

(5) 県民意見募集（平成19年1月～10月）

- ホームページ（電子メール）、はがき・手紙、ファクシミリにより、常時、意見・提言を受付 [403件]

長野県では、今後の県づくりを総合的にすすめていくため、平成20年度をスタートとする5か年の計画をつくります。
この計画に、みなさんのご意見・ご提言をお寄せください。
あなたが、大切にしたい、作り上げていきたい、長野県らしさは何だとお考えですか、あわせてお聞かせいただければ幸いです。

応募方法 書式は自由です、「中期総合計画への意見」と明記してください。
手紙、インターネット、ファクスでお寄せください。

あて先
● 手 紙：〒380-8570 長野県庁 企画課 企画課 計画係あて
● インターネット：ホームページ <http://www.pref.nagano.jp/>
：携帯サイト <http://www.pref.nagano.jp/i/>
● Eメール：sougou-keikaku@pref.nagano.jp
● ファクス：026-235-7471

お寄せいただいたご意見・ご提言は、計画づくりに活用させていただきます。

お問い合わせ先：長野県 企画課 企画課 計画係 電話：026-235-7014

※お寄せいただいたご意見は、本ホームページにて公開させていただきます。但し、ご意見が不明瞭な場合、個人情報保護の観点から、個人情報を削除させていただきます。また、ご意見が重複している場合は、まとめてご紹介します。

○差し支えなければ住所、氏名、年齢を記入してください。
○締め切り 平成19年10月31日（水）
○業務での意見応募には応じられませんのでご了承ください。

県民意見募集のポスター

(6) パブリックコメント（平成19年6月～7月、8月、10月～11月）

- 大綱、答申素案、計画案について、それぞれ意見募集を実施 [159件]

(7) 職員提案（平成19年1月～4月）

- 県職員からの提案募集を実施 [140件]

(8) アンケート調査（平成19年2月、5月）

- 平成18年度県民満足度等調査
- 平成19年度県政世論調査

3 長野県議会

長野県基本計画の議決等に関する条例（平成17年長野県条例第50号）第2条の規定により、県議会に議案として提出し、可決されました。

(1) 長野県議会中期総合計画研究会（平成18年12月から平成19年11月まで8回開催）

○研究会等において、県議会へ計画策定状況を随時説明

(2) 平成19年9月定例会

○条例の規定に基づき、県議会へ計画案の概要を報告

(3) 県議会から知事への申入れ（平成19年11月20日）

○研究会が取りまとめた計画案に関する提案について、県議会から申入れを受ける。

(4) 平成19年12月定例会

○条例の規定に基づき、計画の策定について議案として提出し、審議を経て、12月21日原案どおり全会一致で可決される。